

平成28年度事業報告について

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

I 平成28年度は、県・市町の支援と社員各位の協力を得て、次のとおり事業を実施した。

1 分収造林事業（定款第4条第1項第1号、3号）

平成28年度末現在の造林面積は、19,410haとなっている。45年生以上の伐期を迎えたヒノキの主伐事業については、木材価格の低迷など取り巻く状況が厳しいことから伐採を見合わせたが、80年生の長伐期であるスギを中心に利用間伐事業の推進に取り組み、間伐に伴って発生する林地残材等を木質バイオマス発電燃料として活用するとともに、除伐・間伐等の保育事業については計画的に実施し、森林の適正管理に努めた。

一方、経営改善対策として、人件費や物件費の経費節減に加え、日本政策金融公庫の借換資金を活用するなど、資金調達の多様化・円滑化および支払利息の低減を図った。

(1) 主間伐事業

木材価格の低迷等により主伐を見合わせる中、造林補助金を活用した利用間伐事業や作業道開設を積極的に実施し、木材の有効利用に努めた。

① 収 入

区 分	事 業 量		販 売 額(円)
主 間 伐 等	275.66ha	22,908m ³	316,271,492
立 木 補 償	10,518m ²		3,495,100
計	—		319,766,592

(注) 販売額には補助金収入(153,064,088円)を含む

② 経 費

区 分	内 容	事 業 費(円)
主 間 伐 等	伐採搬出費等	245,057,252
立 木 補 償	調査費等	196,500
計	—	245,253,752

(2) 保育事業

森林を適正に管理し、林地保全に配慮しながら、将来優良な木材が収穫できるよう、造林補助金や「新ひょうごの森づくり」の「森林管理100%作戦」推進事業を活用し保育間伐を実施した。

区 分	事 業 量	事 業 費(円)
間 伐	169.61ha	25,070,252

(3) 作業道の開設等

平成28年度末現在の延長累計は474,301mとなり、造林面積1haあたりの作業道密度は24.4mとなった。

区 分	事 業 量	事 業 費(円)
作 業 道 開 設	40,141m	79,890,624
作 業 道 補 修	13路線	22,235,634
計	—	102,126,258

※作業道補修には森林整備地域活動支援交付金事業を活用

2 県営分収育林事業（定款第4条第1項第2号、3号）

平成28年度末現在の分収育林面積は2,364haとなっており、多面的機能の高度発揮と、暮らしを支える付加価値の高い木材生産(100年生の森づくり)をめざし、利用間伐・保育間伐事業や作業道の開設等を計画的に実施した。

(1) 利用間伐事業等

造林補助金を活用して保育費の低減が見込める林分を対象に利用間伐事業等を実施し、間伐材の有効利用に努めた。

① 収 入

区 分	事 業 量		販 売 額(円)
利 用 間 伐 等	9.08ha	846m ³	12,935,081

(注) 販売額には補助金収入(5,290,000円)を含む

② 経 費

区 分	内 容	事 業 費(円)
利 用 間 伐 等	伐採搬出費等	9,772,121

(2) 保育事業

区 分	事 業 量	事 業 費(円)
間 伐	45.28ha	6,492,960

(3) 作業道の開設等

区 分	事 業 量	事 業 費(円)
作 業 道 開 設	575m	1,369,440
作 業 道 補 修	1路線	486,000
計	—	1,855,440

3 県有林等の管理等受託事業（定款第4条第1項第5号）

県民の憩いの森として利活用している県有林や県有環境林、県が分収造林契約により造成した県行造林において巡視や森林の保育等の維持管理事業を実施した。

区 分	箇所数	面 積	事 業 費(円)
県有林・県行造林 〔巡視等財産管理〕	9	276.27ha	24,405,000
県 有 環 境 林 〔 林 内 巡 視 等 〕	9	1,047.39ha	18,404,465
森林保全	(5)	—	
計	18	1,323.66ha	42,809,465

(注) 箇所数の () 書きは内数

4 森林整備事業（定款第4条第1項第3号、6号）

兵庫県が進めている「災害に強い森づくり」の実行機関として、森林の防災機能を高めるため、県民緑税を活用した里山防災林整備、野生動物共生林整備及び緊急防災林整備【溪流対策】にかかる基本計画調査、整備造成工事を実施した。

（１）里山防災林整備

集落裏山で山地災害防止機能等を高める必要がある里山林において、森林整備に併せて、簡易な防災施設や歩道の整備を実施した。

区 分	箇所数	事業量	事業費(円)	備 考
基本計画調査	20	278ha	155,619,360	宍粟市千種町鷹巣ほか
整備造成工事	21	338ha	355,278,960	朝来市岩津ほか
計	—	—	510,898,320	

（２）野生動物共生林整備

農作物被害や精神的・身体的被害が生じるなど、野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けゾーンの設置や広葉樹林の整備を実施した。

区 分	箇所数	事業量	事業費(円)	備 考
基本計画調査	15	328ha	85,499,280	洲本市安乎町平安浦ほか
整備造成工事	25	382ha	282,370,320	市川町下牛尾ほか
計	—	—	367,869,600	

（３）緊急防災林整備【溪流対策】

土石流や流木災害が発生する恐れのある危険溪流を対象に、溪流沿いの危険木を除去するとともに、深根性の広葉樹の植栽や簡易流木止め施設の設置を実施した。

区 分	箇所数	事業量	事業費(円)	備 考
基本計画調査	28	161ha	62,095,680	佐用町庵ほか
整備造成工事	(3)	(10ha)	(24,000,000)	丹波市市島町徳尾ほか
	71	366ha	795,017,400	
計	—	—	857,113,080	

（注）整備造成工事欄の（ ）書きは、平成27年度からの繰越工事で内数

5 緑化事業（定款第4条第1項第4号、6号）

兵庫県が進めている「新ひょうごの森づくり」を推進するため、「森林管理100%作戦」推進事業など緑化基金を活用し、森林の整備等を支援した。

また、森林が持つ多面的機能の維持・増進等を目的として、公共施設周辺等の森林の整備や緑地維持管理業務をはじめ、森林整備計画の策定や設計積算業務を受託して実施した。

（1）緑化基金による森林の整備造成等事業

事業名	事業量	事業費(円)
「森林管理100%作戦」推進事業	3,054.68 ha	44,797,891
広葉樹林化促進パイロット事業	5.00 ha	9,326,026
住民参画型里山林再生事業	8 地区	12,240,000
企業の森づくり推進事業	1 式	1,991,000
計	—	68,354,917

（注）企業の森づくり推進事業は、収益事業等（緑化推進助成事業）で実施

（2）受託事業

区分		件数	事業費(円)
兵庫県	農政環境部	9	67,491,360
	県土整備部	4	16,251,840
	企業庁	1	6,522,120
市町等		4	16,158,960
計		18	106,424,280

（注）市町等のうち1件（12,683,520円）は、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」として、新たに都市山防災林整備にかかる基本計画調査に取り組んだ。

6 県立三木山森林公園管理運営事業（定款第4条第1項第10号）

兵庫県から指定管理を受け、「森林づくり施業計画」に基づく森林整備を行うとともに、生物多様性の保全・再生に向けたススキ・チガヤ草原や「チョウの森」「トンボ公園」等の環境整備を実施した結果、希少種を含む動植物の種類数が増えるなど生物多様性の保全・再生が着実に進んでいる。

また、「参画と協働」の理念に基づき、森林環境学習や三木山サポーター活動などに取り組むとともに、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を楽しむなど、人と森林とのふれあいを育み、広く県民に親しまれる公園（面積約81ha）として管理運営を実施した結果、年間目標の入園者数60万人を5年連続して超えることとなった。

区 分	事 業 内 容	事 業 費(円)
運 営 業 務	① 施設の利用者数：607,732人（計画目標：60万人） ② 施設等利用件数：4,681件 ア 音楽ホール：222件 イ 多目的ホール、研修室：174件 ウ 森の風美術館：55件 エ 会議室：291件 オ 森のクラフト館：3,258件 カ 茶室：25件 キ その他：656件 ③ 施設や活動内容等の情報提供 ア イベントチラシの作成：77,000部（年3回） イ ホームページ、新聞、雑誌等による情報発信 ウ 展示室を利用した生物多様性の普及啓発等 ④ イベント等の企画実施 ア 普及啓発イベント（森林環境イベントほか）：50回 25,524人 イ 自主イベント（季節コンサートほか）：23回 11,850人 ⑤ 多様な森林づくりの計画実施 ア 森林管理 森林づくり：自然環境調査 65.3ha 下刈ほか 4.18ha 樹木管理：施肥等（中高木 50本、低木 7,320㎡） 松くい虫駆除：伐倒 1回 イ 生物多様性の保全・再生 「生物多様性戦略2017」に基づくチョウの森、トンボ公園整備 草原・水辺環境整備：ススキ、チガヤ草原整備、水路整備ほか 全国的な「里地モニタリング1000」調査 ウ 芝生管理：芝刈ほか 3.1ha、目土ほか 0.37ha エ 花壇の花植替：4回 ⑥ 森林・緑化に関する知識の普及等 ア 自然環境学習：28小学校、延べ44回 イ 緑化相談等技術指導：318件 ウ ポスター展示等による啓発	28,429,258
維持管理業務	公園用地の巡視管理、建物施設の維持管理 ほか	25,616,671
修 繕 費	トイレ呼出設備修理・エントランス広場改修 ほか	7,347,456
人 件 費	職員、嘱託員に係る給与等	63,706,746
計		125,100,131

（注）自主イベント等は、収益事業等（施設利用者等への利便提供事業）で実施

7 農地集積・集約化推進事業（定款第4条第1項第7号）

（1）農地中間管理事業

平成26年3月1日に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づき、兵庫県知事から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施した。

区 分		戸数・経営体数	事業量	事業費(円)
農地中間管理事業 による貸借	借 受	1,084戸	343ha	124,524,630
	貸 付	172経営体	316ha	

※平成29年3月末時点の貸付累計2,959ha

[推進活動の実施状況]

- ① 推進会議及び県域・地域推進協議会の開催 13回
- ② 評価委員会の開催 1回
- ③ 借受希望者の募集 3回
 - ・平成28年 6月 1日～ 6月30日
 - ・平成28年 9月 6日～ 10月 5日
 - ・平成28年11月21日～ 12月20日
- ④ 市町・集落等への説明会の開催
農業振興地域を有する全ての市町・集落 1,202回
- ⑤ 新聞広告掲載
神戸新聞朝刊（全県版） 6回
- ⑥ 推進シンポジウムの開催
平成28年9月2日 兵庫県看護協会会館ハーモニーホール 403名参加

（2）農地中間管理機構の事業の特例等

規模縮小する農業者から農地を買入れ、規模拡大を目指す認定農業者等に売渡しを行ったほか、旧農地保有合理化事業による既契約分の貸借事業を実施した。

また、農作業受託で規模拡大を目指す認定農業者等に資金の支援を継続している。

区 分		件数(件)	事業量	事業費(円)
売買事業	買 入	1	0.3ha	300,000
	売 渡	2	0.4ha	1,105,000
貸借事業	一括前払い	1	11.6ha	-
	年 払 い	2	9.9ha	2,101,699
農作業受託 促進事業	継 続	3	13.8ha	-

（注）売渡のうち1件(0.1ha)は分割納付が完了したもの

8 農業後継者育成事業（定款第4条第1項第8号）

（1）農業後継者育成事業積立資産活用事業

積立資産の運用収入を活用し地域協議会等と連携しながら、青年農業士や地域農業青年組織等の活動を支援し、農業後継者の育成・資質向上を図った。また、将来の農業後継者となりうる農業高校生・農業大学生を対象に就農への意識啓発を行うとともに、先進的・近代的な農業を体験させる海外研修を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
地域協議会事業	地域事情に応じた若手農業後継者育成対策を展開するため、「技術の向上」、「啓発」、「青年農業者育成」、「交流」に関する地域活動を地域協議会に委託して実施 ①地域協議会数：11協議会 ②委託した主な事業 新技術修得、シンポジウム、研修会、先進地視察、青年農業者グループ活動、就農希望者セミナー等	13,381,166
若手農業者総合対策事業	若手農業後継者の活動を促進し、青年農業者の育成と地域農業の活性化を図るとともに、新規就農者の確保・育成のための環境を醸成	
青年農業者士会活動	青年農業士自らが資質向上を図るため開催する先進地視察研修や管理栄養士等をめざす学生を対象として食育講座等（5回開催）を開催 （青年農業士会員 平成29年3月末現在：65名）	
農業青年クラブ等活動	農業青年クラブ員が実施する先進地視察研修やJAの青壮年部が企画する農作業体験や消費者との交流会等を実施 （農業青年クラブ等：17団体）	
若手地域農業リーダー育成研修事業（海外派遣）	農業高校生・農業大学校生及び若手農業者を海外に派遣し、各種の研修を行いながら、国際的な視野・農業知識等を修得させ、将来の地域農業リーダーを育成 派遣先：ブラジル連邦共和国 期 間：平成28年11月11日～24日の14日間 参加人数：研修生11名及び引率指導者2名 事前研修：3回（平成28年8月、9月、10月） 結団式、反省会、解団式：各1回	
高校生就農講座開催事業	高校生等に対し、地域の青年農業士等による就農に向けた講演、農場視察等を行い、将来の就農に向けた意識啓発を実施 （助成農業関係高校6校、501名参加）	
農業後継者等海外長期研修支援事業	農業後継者が先進的・近代的な農業を体験し、地域農業リーダーの資質を醸成するため、海外で1年以上留学して行う実践研修に支援 支援者：2名 研修先：アメリカ合衆国	
農業後継者育成事業推進委員会の開催	農業後継者育成事業の運営、事業推進等について協議、意見交換（委員：22名） 開催日：平成29年3月14日	

(2) 就農促進サポート事業（兵庫県青年農業者等育成センター事業）

農業経営基盤強化促進法に基づく「青年農業者等育成センター」として、就農相談、青年農業者育成指導業務を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
就 農 促 進	① 就農相談 就農希望者向けセミナー・相談会 平成28年7月29日 53名 平成29年2月26日 117名 ② 就農促進担当者会議 平成29年2月27日	927,000
青 年 農 業 者 育 成 指 導	① 農業高校生等のつどいの開催等 平成28年11月17日 111名 就農等に係る意向調査(回答：111名) ② 農業青年活動促進 ア 県農業青年技術交換大会兼青年農業者会議 平成28年11月29日 (97名) イ 近畿地域農業青年会議 平成29年1月18日～19日 (135名) ウ 青年農業クラブ50周年記念式 平成29年1月18日 (111名) エ 全国青年農業者会議 平成29年2月28日～3月1日 (5名)	

9 「楽農生活」推進事業（定款第4条第1項第9号、11号）

（1）兵庫楽農生活センター管理運営事業

ア 施設の管理運営、広報等

兵庫県から指定管理を受け、県民の誰もが「農」に関する様々な体験や学習、実践を通じて、自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、「食」と「農」を楽しむことができる「楽農生活」の実現に資するため、各種事業を進めている。プロポーザルにより運営参画している民間事業者や地元農業者グループ等と緊密に連携・協働し、年間を通じて質の高い多彩な体験事業を実施し、賑わいがあり、何度も訪れたくなるような感動や魅力を備えた施設（面積約14ha）として管理運営業務を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
管理運営業務	① 施設の利用者数：168,518人 ② 主要イベントの企画・実施：6回 計27,609人 ア「春野菜フェア」(6,801人) 平成28年4月29日(金祝)～5月5日(日)開催 イ「夏野菜フェア」(5,142人) 平成28年7月9日(土)～7月19日(火)開催 ウ「秋の果物・野菜フェア」(6,531人) 平成28年9月22日(木祝)～10月2日(日)開催 エ 10周年記念行事「フォーラム等」(2,323人) 平成28年11月12日(土)開催 オ 10周年記念行事「秋の感謝祭」(3,652人) 平成28年11月13日(日)開催 カ「新春フェア」(3,160人) 平成29年1月7日(土)～1月15日(日)開催 ③ 民間参画事業者による体験イベント等に関する広報、募集、受付、調整 ア【株式会社トーホー】 食体験(レストラン)：利用者82,289人 野菜栽培体験：105回(3,135人)開催 きのこ栽培体験：85回(2,241人)開催 里山づくり体験：79回(2,582人)開催 イ【兵庫六甲農業協同組合】 農産物加工体験：86回(1,659人)開催 農産物直売：利用者34,531人 ウ【老ノ口受託グループ】 果樹栽培体験：29回(1,192人)開催 エ【兵庫農機販売株式会社】 農機具展示、農機レンタル(24台) ④ 研修室利用件数：360回 (研修室A 156回、研修室B 72回、研修室C 132回) ⑤ ウッドデッキ補修工事や合併浄化槽、処理水排水ポンプ、定流量弁取替等施設の充実及び維持管理	44,103,060
広報・普及啓発業務	センター施設や事業内容等の広報、「楽農生活」の普及啓発等 ① ホームページやイベントチラシ等による情報発信 ② 楽農生活研修の実施や小学校環境体験学習の受入 ③ 市民農園の利用案内などの情報提供等	

イ 楽農学校等事業

「楽農生活」の実現に向けて、県民誰もが気軽に「農」の大切さを学び、体験し、実践できるよう、人材の育成や学習を支援する「楽農学校事業」や農作物栽培、加工、食などの体験・交流を支援する「楽農交流事業」や中高年齢者等の新規就農を支援する「新規就農駅前講座推進事業」、プランターを使った野菜等の栽培を学ぶ「ベランダ野菜等栽培講座推進事業」等を実施した。

区 分		事 業 内 容	事業費(円)
楽 農 学 校 事 業	生きがい農業 コース	市民農園などで生きがいとして農業を楽しみたい人を対象に基礎的な農業知識・技術を習得する研修 研修人数：116名(上期63名、下期53名) 研修期間：6か月間(土・日) (上期：4月～9月、下期：8月～3月)	25,944,000
	就農コース	本格的な農業経営を目指す人を対象に、総合的な農業知識・技術を習得する研修 研修人数：37名(12期17名、13期20名) 研修期間：8月から1年間	
	有機農業 コース	有機農業を実践するために技術習得を希望する人を対象に、学識者や有機農業実践者による指導や専用ほ場での栽培実習等の研修を実施 研修人数：7名(12区画) 研修期間：6月から1年間	
楽 農 交 流 事 業	親子農業体験 教室	「農」への理解促進と自然とのふれあいを図るため、親子(家族)を対象に、「コウノトリ育む農法」による田植えから稲刈りまでの稲作栽培を体験する教室 参加者数：105家族(420名)	
新規就農駅前講座 推進事業		農業に関心のあるシニア世代のサラリーマン等を対象に、農業の基礎的知識を習得する講座 平日夜間コース：14回(7回×2期 神戸市内) 休日昼間コース：10回(5回×2期 神戸、明石市内) 内容：講義と兵庫楽農生活センターの視察 受講者数：85名	
ベランダ野菜等 栽培講座推進事業		プランターを使った野菜等の栽培を学びたい人を対象にした栽培講座 講義：4回 受講者数：27名	
新規就農者 確保事業		楽農学校事業の就農コース研修生のうち、就農前の研修期間の所得を確保する「青年就農給付金(準備型)」の希望者に対して、給付申請等を支援 給付申請者数：11名	

ウ 都市農村等交流事業

① ふるさとむら活動支援事業

都市住民に対して農村ボランティアの募集を行い、ボランティア活動の受け入れ体制の強化を希望する「ふるさとむら」において、ボランティアが必要な知識や実技を習得するための研修を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
農村ボランティアの募集・登録	ホームページやチラシ、広報誌、主要イベント等を活用した情報発信 平成28年度新規登録者数：60名	2,736,000
活動研修会の開催	実施場所：養父市大屋町樽見地区 参加者数：30人	

② 都市農村交流バス運行支援事業

県内の各種団体等が体験、研修活動を実施するにあたり、グリーン・ツーリズムバス、消費地探訪バス、わが町PRバス、農山村応援活動バスを利用する場合、バスの借上げ経費の一部を助成することにより、都市と農山漁村の交流を促進した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
グリーン・ツーリズムバス	田植え、間伐、地引き網等の農林漁業体験や研修を行うバス旅行 326台(うち1泊2日32台)	12,470,000
消費地探訪バス	農林水産物の流通施設や加工施設への調査研修、各種行事への出展やフォーラム参加等のためのバス旅行 19台(うち1泊2日 0台)	
わが町PRバス	産地PRや農林漁業体験、援農ボランティアに一般参加者を募集して実施する体験バス旅行 25台(うち1泊2日 0台)	
農山村応援活動バス	農村ボランティア活動を行う際にふるさとむら又はボランティアグループ等が運行するバス旅行 15台(うち1泊2日 2台)	
計	385台(うち1泊2日34台)	

(2) 市民農園の推進

「楽農生活」を普及・推進するため、交流広場、駐車場等の施設を備えたひょうご市民農園(公社型)を1カ所整備するとともに、市民農園の利用促進活動等を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
ひょうご市民農園(公社型)	① 整備1カ所(朝来市) ② 啓発・利用促進等	1,241,990

10 次世代施設園芸モデル団地整備等事業（定款第4条第1項第11号）

高度な環境制御技術及び木質バイオマスエネルギー供給により新鮮・安全・高品質な農産物を周年・安定生産し、流通業者との契約出荷体制を確立するなど新たなビジネスモデルとなる大規模な施設園芸団地を整備し、株式会社兵庫ネクストファームへの賃貸事業を実施した。

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
賃 貸 事 業	施設等の貸付賃料の収受、土地使用料等の支払	12,652,934

（注）収益事業等（次世代施設園芸モデル団地整備等事業）で実施

[参考]

施設の概要

区 分	事 業 内 容
箇 所	加西市鶉野町・野条町
規 模	敷地面積 約8ha
施 設	・フェンロー型温室（約0.89ha×4棟／計3.6ha） ・統合環境制御設備 ・加温施設（木質バイオマスボイラー等） ・集出荷施設・倉庫 等
完 成	平成27年7月31日

Ⅱ 平成28年度事業報告の附属明細書

1 理 事 会

開催年月日	名 称 ・ 場 所	出席者	決 議 事 項
H28. 6. 10	第9回理事会 (兵庫県中央労働センター)	12名	(1)平成27年度事業報告について (2)平成27年度決算について (3)内部統制の整備に関する基本方針について (4)平成28年度会計監査人に対する報酬等について (5)第7回社員総会の招集について
H29. 3. 17	第10回理事会 (兵庫県土地改良会館)	13名	(1)平成28年度事業計画の変更について (2)平成28年度収支予算の補正について (3)農業後継者育成事業に係る預り金取扱 規程の一部変更について (4)諸規程の一部変更について (5)平成29年度事業計画について (6)平成29年度収支予算について (7)第8回社員総会の招集について

(みなし理事会)

開催年月日	区 分	出席者	決 議 事 項
H28. 4. 1	理事会の決議の省略 (定款第34条第2項関係)	—	(1) 理事長、副理事長の選定について (2) 副理事長、常務理事の業務の分担について (3) 重要な職員の選任について (4) 常勤の役員に対する報酬等の額について (5) 諸規程の一部変更について

2 社 員 総 会

開催年月日	名 称 ・ 場 所	出席者	報告事項及び決議事項
H28. 6. 29	第7回社員総会 (兵庫県農業共済会館)	82名	報告事項 (1)平成27年度事業報告について (2)平成27年度決算について 決議事項 (1)役員の選任について (2)役員等の報酬等に関する規程の変更について (3)役員等の報酬等の年額の総額の上限額について
H29. 3. 27	第8回社員総会 (兵庫県農業共済会館)	82名	決議事項 (1)平成28年度事業計画の変更について (2)平成28年度収支予算の補正について (3)平成29年度事業計画について (4)平成29年度収支予算について (5)役員の選任について 報告事項 (1)農業後継者育成事業積立資産を活用した地域の担い手の確保・育成強化について

3 顧問会議

開催年月日	名称・場所	出席者	諮問事項
H28. 12. 6	兵庫みどり公社顧問会議 〔兵庫県立三木山森林公園・野生動物育成林整備事業現地（神戸市西区押部谷町細田）〕	4名	(1)公社の概要 (2)平成28年度事業の概要 (3)第3次行革プランの取組 (4)現地視察

4 監査

監査区分	監査年月日	監査執行者名	指摘事項
〔監事〕 決算 中間 例月	H28. 5. 16 H28. 11. 21 H28. 4月～H29. 2月 H29. 3月	松谷監事 伍々監事 松谷監事 伍々監事 松谷監事 伍々監事	なし
〔会計監査人〕 決算 期中	H28. 5. 24～ 5. 26 H28. 12. 1～12. 2 H28. 12. 5 H28. 12. 7～12. 8 H29. 2. 2	監査法人稜陽会計社 〃 〃 〃 〃	なし

5 内部統制の整備に関する基本方針の制定

平成28年6月10日に開催した理事会において、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制の整備に関する基本方針」を定めた。

内部統制の整備に関する基本方針

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条」の規定に基づき、内部統制の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

- 1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 理事は、関係法令、定款及び公社規程を遵守し、公正な職務執行を行うことを確保する。
 - (2) 理事は、重大な法令違反、その他法令、定款及び公社規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、遅滞なく理事会及び社員総会において報告する。
 - (3) 監事は、理事会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 理事は、理事会及び社員総会、その他重要な会議の議事録を、法令及び公社規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
 - (2) 職員の職務に関する文書については、法令、「公益社団法人兵庫みどり公社文書取扱規程」及び「公益社団法人兵庫みどり公社文書の整理編さん保存基準」等公社規程に基づき適切に作成、保存、管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務を執行する理事に、職員が主要事業及び懸案事項に係る進行管理の状況について報告し、必要に応じて業務を執行する理事が指示事項を職員に示し、損失の危険の管理を行う。

また、業務を執行する理事の判断を要する案件については、随時、職員が業務を執行する理事に諮り、対応方法等の指示を受け、対応等を行う。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 理事会は、原則年2回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (2) 理事会及び社員総会の決定に基づく業務執行は、「公益社団法人兵庫みどり公社組織規程」及び「公益社団法人兵庫みどり公社決裁規程」等公社規程に基づき、組織的かつ効率的な執行を行う。
- 5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 職員は、重大な法令違反、その他法令、定款及び公社規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに理事に報告する。
 - (2) 職員の法令、定款及び公社規程に違反する行為については、「公益社団法人兵庫みどり公社職員就業規則」等公社規程に基づき、懲戒を決定する。

- 6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、当該職員の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは、理事長は、職員から監事補助者を任命する。
 - (2) 当該職員は、監事から具体的に指示のあった職務の執行にあたっては、監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該職員の異動及び懲戒には、監事の同意を必要とする。
- 7 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事及び定款第37条第2項に規定する重要な職員は、公社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、及び理事及び職員の重大な法令違反、その他法令、定款及び公社規程の違反に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するものとし、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- 8 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事の職務の執行について生ずる費用等については、役員等の報酬等に関する規程等公社規程に基づき適正に処理するものとする。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監事は、理事会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができ、公社の業務執行に関する報告を受け、業務を執行する理事の決裁等については原則として回付を受けるものとする。
 - (2) 監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる。
 - (3) 監事及び会計監査人は、監査を効率的に実施するとともに監査情報の交換をするため、随時連絡調整する。

6 内部統制に関する体制の運用状況

関係法令、定款及び公社規程を遵守して、理事会（平成28年6月10日開催）で決議した「内部統制の整備に関する基本方針」を適切に運用している。

特に、主要事業及び懸案事項に係る進行管理として、随時及び定期的に業務を執行する理事並びに常勤の監事による会議を実施し、損失の危険の管理を行っている。

なお、平成28年度においては、定期の当該会議を12回実施した。

今後も、この「内部統制の整備に関する基本方針」を適切に運用し、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、その他法人の業務の適正を図れるよう取り組む。

7 登 記 事 項

平成28年 4 月14日
平成28年 7 月 8日

理事の変更及び代表理事の変更、監事の変更登記
監事の重任及び会計監査人の重任登記

8 役 員 の 変 更

平成28年 4 月 1 日	就 任	理事	北川	稔男
	就 任	監事	松谷	清生
平成29年 3 月27日	辞 任	理事	赤松	清助
	就 任	理事	山口	幹男
平成29年 3 月31日	辞 任	理事	三浦	恒夫

9 社 員 等 の 増 減

区 分	社 員 数	出資額等 (千円)
平成27年度末	82	716,022
平成28年度末	82	716,078
差 引 増 減	0	56

(注) 出資額等の増は、農業後継者育成事業積立資産への寄付の増による

10 役 職 員 の 増 減

区 分	役 員		職 員
	理 事	監 事	
平成27年度末	14	2	167
平成28年度末	15	2	170
差 引 増 減	1	0	3

1 1 職 員 現 員 表

(平成29年3月31日現在)

区 分		主 事	技 師	技術員	小 計	再任用	嘱 託	計
本 社	企 画 経 営 部	(4) 5	(4) 6	—	(8) 11	—	2	(8) 13
	森 林 緑 化 部	(1) 1	(7) 13	—	(8) 14	1	4	(8) 19
	農地活性化部	(4) 4	(46) 46	—	(50) 50	(1) 1	14	(51) 65
	うち 農地管理 事務所	(2) 2	(38) 38	—	(40) 40	(1) 1	9	(41) 50
西 播 磨 事 務 所		—	9	4	13	—	7	20
県 北 事 務 所		—	(1) 9	4	(1) 13	1	8	(1) 22
兵庫県立三木山森林 公園管理事務所		2	1	1	4	—	9	13
兵庫楽農生活センター		(2) 2	(3) 3	—	(5) 5	(2) 2	11	(7) 18
合 計		(11) 14	(61) 87	9	(72) 110	(3) 5	55	(75) 170

※ () 内は県派遣職員で内数

※ 県派遣職員のうち57名は併任

(併任職員の内訳) 企画経営部

技師4名

森林緑化部

主事1名、技師5名

農地活性化部

主事3名、技師43名、再任用1名

(うち農地管理事務所 主事2名、技師38名、再任用1名)

※ 西播磨事務所技師1名は森林緑化部と兼務(森林緑化部現員には含めない)

※ 兵庫県立三木山森林公園管理事務所主事1名は企画経営部と兼務

(企画経営部現員には含めない)

※ 兼務役員2名を除く

(平成29年3月31日現在)

